

仕 様 書

- 1 件 名 令和 8 年度活用ニーズ調査の結果を踏まえた KATE2025 の活用可能性の検討業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和 9 年 2 月 2 6 日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所において行うものとする。

4 目 的

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）では、既存化学物質を含む一般化学物質についてスクリーニング評価を行い、必要に応じて詳細なリスク評価を実施し、その結果に応じた措置を講じることとしている。一方、スクリーニング評価及びリスク評価に必要な有害性情報が十分に得られない物質も存在する。

また、動物福祉の観点から動物試験の削減が国際的に求められる中、化学物質の構造等から生態毒性を推定する定量的構造活性相関（QSAR）等の活用が期待されている。

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、QSAR 手法を用いた生態毒性予測システム（Kashinhou Tool for Ecotoxicity、以下「KATE」という。）を研究・開発しており、令和 7 年 3 月に KATE2025 版を公開した。

本業務では、KATE2025 の活用ニーズを把握するとともに、その結果を踏まえ、化学物質管理、有害性評価等における KATE2025 の活用可能性及び今後の課題について検討する。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

（１）ヒアリング調査の実施

KATE2025 の利用者又は潜在的な利用者として、製造事業者、輸入事業者、川中・川下事業者、試験実施機関、研究機関、行政機関、業界団体等を想定し、KATE2025 の活用ニーズがあると考えられる事業者・機関 5 者程度を、NIES 担当者と協議の上選定し、ヒアリングを実施する。

対象者の選定に当たっては、業種、サプライチェーン上の位置付け、化学物質管理や有害性評価等における業務内容、QSAR 等の利用経験その他 KATE2025 の活用可能性を検討する上で必要な観点を考慮するものとする。必要に応じて、対象者選定のための事前調査を実施する。

ヒアリング項目は NIES 担当者と協議の上設定し、化学物質管理又は有害性評価における課題、QSAR 等の利用状況、KATE2025 の利用経験・利用意向、想定される活用場面、期待される効果、利用上の課題及び必要な機能改善等について把握する。

また、ヒアリングの実施に必要な連絡調整、資料作成、記録作成及び関連情報の収集・整理等を行う。

（２）KATE2025 の活用可能性の検討

前項の調査結果等を踏まえ、KATE2025 について、利用者、活用場面、対象となる化学物質、制度上・実務上の制約等の観点から活用可能性を検討する。

検討に当たっては、KATE2025 の予測対象、適用範囲及び入出力情報等との技術的な適合性を踏まえ、活用が期待される場面、期待される効果、利用上の課題及び今後の開発・改善の方向性を整理する。必要に応じて、対象となる化学物質の構造的特徴との関係についても整理する。

なお、活用可能性については、化審法等の制度上の活用可能性と、事業者等による自主的な化学物質管理、初期評価、試験計画の検討等における実務上の活用可能性を区別して整理する。

6 業務実施体制及び資格

請負者は、本業務履行可能な専門性を有する人員を適切に配置し、業務実施の体制を整えること。

NIES が考える本業務履行に必要な専門性は以下のとおりである。

- （１）過去に化学物質の物化性状及び生態有害性の予測手法の活用ニーズ調査を行った業務経験を有すること。
- （２）過去に化学物質の人健康又は生態毒性に係る国内外の予測手法の開発状況に係る調査業務経験を有すること。

7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

(1) 調査報告結果を収録した電子媒体一式

8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/about/info-security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検 査

本業務終了後、10 日以内に NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査を実施し、合格しなければならない。

11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12 そ の 他

- (1) 成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。
- (2) 請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。